

## 平成28年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 平成28年9月21日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成28年9月21日 午前9時00分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 審査事件名

- 認定第1号 平成27年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成27年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成27年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成27年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成27年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成27年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成27年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成27年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成27年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成27年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第11号 平成27年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第12号 平成27年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第13号 平成27年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第14号 平成27年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第15号 平成27年度可児市水道事業会計決算認定について
- 議案第47号 平成28年度可児市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第48号 平成28年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第49号 平成28年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第55号 平成27年度可児市水道事業会計未処理分利益剰余金の処分について

### 5. 出席委員（20名）

- |     |      |      |      |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 可児慶志 | 副委員長 | 高木将延 |
| 委員  | 林則夫  | 委員   | 亀谷光  |
| 委員  | 富田牧子 | 委員   | 伊藤健二 |
| 委員  | 中村悟  | 委員   | 山根一男 |
| 委員  | 川合敏己 | 委員   | 野呂和久 |

委員 川上 文浩  
委員 天羽 良明  
委員 板津 博之  
委員 出口 忠雄  
委員 田原 理香

委員 酒井 正司  
委員 勝野 正規  
委員 伊藤 壽  
委員 渡辺 仁美  
委員 大平 伸二

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議長 澤野 伸

議員 山田 喜弘

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 村田 陽子

議会事務局書記 林 桂太郎

○委員長（可児慶志君） おはようございます。

出席委員も定数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を再開いたします。

本日は、当委員会に付託されました認定第1号から認定第15号までの平成27年度各会計決算、議案第47号から49号までの平成28年度各補正予算、議案第55号、平成27年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に対する討論及び採決を行います。

発言されます方は、挙手をして委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてから発言をしてください。

では、まず認定第1号から認定第15号までの平成27年度各会計決算及び議案第55号、平成27年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを一括議題といたします。

まず各議案について、反対の討論及び賛成の討論の確認を行います。討論がある議案につきましては、個別に採決を行います。

まず反対討論のある方、挙手をお願いしたいと思います。

○委員（富田牧子君） では、認定第1号と、そして第2号、3号、4号、この議案について反対討論をいたしたいと思います。

まず、認定第1号の可児市一般会計決算のことです。

平成27年度は、消費税増税とアベノミクスで国民の負担はますます増大し、格差が拡大いたしました。特に母子家庭と子供の貧困が最悪を記録する中、生活保護は過去最多となり、非正規雇用も増大いたしました。

可児市の一般会計の決算については、以下の点で反対であります。

まず1つ、市民税の法人税割引き下げについて。平成27年度は経過措置で、全体が9.7%とはなっておりませんでした。それでも2億2,280万円の減収となりました。この市民税法人税割の2.3%から9.7%への引き下げは、一部を国税化して地方交付税に回すということでありましたけれども、税収の偏在是正は地方税を削って再配分するのではなく、国は本来の地方交付税にのっとり、不足する財源は地方交付税の税率引き上げで対応すべきであると考えます。

2番、可児市でも外部資金の導入を掲げふるさと納税制度に取り組んでいますが、平成27年度のふるさと応援寄附金は308件、3,879万796円でした。

一方、他自治体へ寄附をした人の市民税控除分は4,104万9,378円で、また返礼品経費の202万147円を差し引けば、可児市としては427万8,729円のマイナスでした。

このようにマイナスにもなるふるさと応援寄附金の制度は、結局のところ金持ち優遇税制の一種にほかならないと思います。実害の発生するふるさと納税制度はやめるよう国に言うべきであると考えております。

3番目、個人番号カードは、システムのふぐあいによるおくれによって、平成28年1月以降交付が滞り、住民が申請してから市町村窓口で受け取るまで数カ月かかる事態となりました。このようなふぐあいが発生したのは、システム開発が不十分だったからだと思います。

まだまだ技術的に未熟と思われます。

また、このマイナンバーのほうでは求めているにもかかわらず、既に銀行等金融機関や生命保険等で番号提出の強要が問題になっております。個人情報の漏えいと不正使用、不正集積などを本当に防ぐことができるのか、大いに疑問が残るマイナンバー制度です。マイナンバー制度はやめるべきだという私たちの主張は変わりません。

4番目、JR東海という一私企業の計画するリニア中央新幹線では、可児市民を含む住民のリニア建設差しとめ訴訟が起きております。

また、市内大森地内の山岳非常口工事の変更計画は、一部の地権者にしか明らかにされず、詳細は不明のままです。市民の安全と環境の保護・保全対策の上からも工事情報の事前情報をJR東海に約束させるべきです。

平成27年には、土地確保対策費のアドバンス料として56万1,000円を歳入いたしました。また、リニア建設推進期成同盟会、リニア中央新幹線活用戦略研究会などに参加をし、分担金を支出いたしましたが、これらには反対であり、そして平成28年からの可児市職員の委託派遣にも賛成できません。

5番目、国の原子力発電依存推進路線の下で、原子力発電所再稼働に絡み地域住民が起こした差しとめ訴訟に対して、運転停止の再稼働無効判決が出るなど、安全軽視の原子力発電推進に国民の怒りの声が広がっております。

こうした中、使用済み核燃料の最終処分場の問題は未解決のまま、国とNUMOの最終処分場探しは進んでおりません。市は、東濃地域を核のごみ捨て場にしないように、国・県に対して強く求めるべきです。決算では、電源立地地域対策交付金、超深地層研究所分554万5,968円が含まれておりますので、反対いたします。

6番目、下水道の面整備事業も終了した今、いつまでも下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法関連で代替業務を随意契約で提供することは他との公平性から問題です。平成27年度も年間3億5,565万5,819円、137件の代替業務提供を実施いたしましたが、代替業務は廃止をすべきであり、グラドルールは10カ年計画の契約終了時、平成28年度末に終了すべきだと考えます。

以上の点から、可児市の平成27年度一般会計の決算に反対をいたすものであります。

次に、認定第2号、可児市国民健康保険事業特別会計決算についてです。

平成27年度の国民健康保険の差し押さえ件数は745件、1件当たりの平均額は4万8,990円でした。県平均の1件当たりの11万5,000円と比べると、2分の1程度で差し押さえの金額となっております。可児市では、低所得者が国民健康保険税を払え切れない状況がこの数字からもうかがえると思います。

一方、国民健康保険事業特別会計では、余剰金が6億円余り出ており、基金残高は5億円に近づく見込みです。実質収支の黒字分は、諸所の引き当て後に市民に還元すべきであると考えます。高い国民健康保険税は、払える金額に引き下げよという立場から、国民健康保険事業特別会計決算には反対をいたします。

認定第3号、可児市後期高齢者医療特別会計決算です。

後期高齢者医療保険料は2年ごとに値上げを繰り返し、保険料の値上げが続いております。高齢者の年金は減る一方で、後期高齢者保険料が特別徴収されれば、手元に残る生活費は減少していきばかりです。後期高齢者医療制度が高齢者の生活を圧迫していると思います。平成28年度に実施された後期高齢者医療保険の特例措置も平成29年度からは廃止をされる予定です。高齢者がふえれば、必然的に値上げをせざるを得ないこの高齢者の生活を脅かす後期高齢者医療制度には反対をいたします。

認定第4号、可児市介護保険特別会計決算についてです。

平成27年の4月から始まりました第6期の介護保険計画では、1号被保険者の標準月額介護保険料は、それまでの5期から300円値上げになった5,200円となりました。また要支援1・2の人の訪問介護、通所介護サービスを介護保険から外し、地域支援事業に移行する特別養護老人ホームの入所は要介護3以上に限定する。

また、介護施設の補足的給付を縮小し、所得160万円以上の人の介護保険の利用料を2割負担とするなど、各種にわたって介護保険の改悪が行われました。予算額比較では、対前年度比で介護保険料収入は3.7%増で、1億円以上の増加をしておりますが、そして被保険者数も増加をしておりますが、一方で給付費用では高齢者の増加率よりサービス件数の増加率が低い状態です。今後、さらに前期高齢者の介護保険料を一律2割負担にする、要介護1・2の通所介護を保険給付から外し、介護予防・日常生活支援総合事業へ移すことなどが検討されております。ますます保険あって介護なしの状況が進行しています。

老後の安全・安心を願う高齢者と家族の願いに逆らい、制度の根幹を掘り崩す介護保険改悪のもとでのこの平成27年度介護保険特別会計決算には反対をいたします。以上です。

○委員長（可児慶志君） それでは、引き続いて賛成討論をお願いします。1号議案から。

○委員（酒井正司君） 認定第1号 平成27年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論します。

まず、決算の審査に先立ち報告を受けました予算決算委員会からの提言に対する対応を見てみます。

4項目の提言のうち、職員の確保及び育成については、まず職員数の確保はほぼ計画どおり実施されていますが、人材育成に関しては研修等、予算の確保も十分ではなく、実施内容においても積極性に乏しく、恒例のプログラムを消化した感が拭えません。

2項目め、臨時財政対策債のあり方については、低金利時代を見据えた堅実な運営に努力した形跡が見られます。

3項目めの国際交流事業については、本市は外国籍市民が多く、多文化共生に取り組む自治体として、先進的な政策の展開があつてしかるべきところ、ようやく計画が緒についた段階です。提言にあるように長期ビジョンを策定し、市民を巻き込んだ斬新な国際交流が活発になることを希望します。

最後の項目、道路維持管理事業は、長期的な計画に基づき、地域要望に極力応えられるよ

うさらなる努力を望みます。

次に、当期決算における一般会計の歳入について見ます。

市税が法人市民税の減少などで、前年度と比べ、約1億5,829万円減少していますが、市税全体の収納率は96.09%と前年度対比0.32%増加していることに加え、収入未済額は3,410万円、5.9%減少するなど、一定の成果が見られます。

また、歳入全体に占める市税収入の割合は45.3%で、引き続き県内21市のトップです。今後も着実な歳入の確保と、税負担の公平性の観点から、さらなる収納率の向上に努めるべきだと思います。

歳出については、予算に対する執行率が94.86%で、前年度対比3.29%増加しています。投資的経費は前年度対比約9億2,000万円、141%増です。重点事業への投資が積極的に図られている一方で、義務的経費は扶助費が前年度対比約1億3,000万円増加しています。しかし、公債費が8,100万円減少し、1.5%増にとどまっています。

予算編成に当たり示された4つの重点方針について、各事業ごとに見てみます。

1つ目の高齢者の安気づくりでは、Kルートの整備や歩こう可児302を初めとした地域での自主的な健康づくりの定着を目指した取り組みが行われました。また、特定健診の受診率も多少向上した成果が見られます。

2つ目の子育て世代の安心づくりでは、マイナス10カ月から安心して子育てできる環境づくりに関し、妊娠期からの相談や支援体制、保育園の待機児童解消のための認可保育園や小規模保育園の整備促進、兼山小学校キッズクラブの新設などがあります。中学校に引き続き、小学校全11校の空調設備設置工事が完了し、児童の学習環境が改善したと思われます。平成30年度に開設予定の可児駅前子育て・健康・にぎわい空間施設整備については、計画に沿って進められています。

3つ目の地域経済の元気づくりでは、美濃桃山陶の聖地整備PR事業として、荒川豊蔵資料館周辺整備の着手や、内外への発信が行われました。また、土田渡多目的広場整備や可児駅東西自由通路など、懸案となっていた事業が具体化し、事業に着手したことは評価に値します。

4つ目のまちの安全づくりでは、点検結果や地域要望に基づく道路の維持補修の実施など、市民生活の安全対策や消防施設の計画的な更新、大規模地震に備えた水道施設の耐震化や橋梁の点検、修繕工事等は、今後とも計画に基づき、確実に施行されることを期待します。また、防犯灯のLED化を自治会要望に全て対応されたことは自治会の存在意義につながるでしょう。

以上、平成27年度決算全般を見ますと、実質公債費比率が過去最低となるなど、市債残高を着実に減少させ、公債費を抑制してきたこれまでの成果と言えますが、市債の過度の抑制は予算規模の縮小につながるものであり、重点事業の推進や市民サービスの水準にも影響することから、毎年度の予算編成において、市債発行額を適切に判断していく必要があります。

また、発行期間が平成32年度までに限られている合併特例債については、進捗中及び計画

中の施設整備との整合を図り、将来世代に負の荷物を背負わせない政策に生かすべきだと思います。

以上のように、平成27年度可児市一般会計歳入歳出決算の状況全般を精査しましたところ、大枠においては適切かつ効率的に執行されたことが確認できましたので、賛成討論とします。

○委員長（可児慶志君） 続いて、2号議案に対する賛成討論。

○副委員長（高木将延君） それでは、2号議案について、賛成討論させていただきます。

平成27年度の国民健康保険事業特別会計についてですが、平成27年度保険給付費は前年度に比べましてふえてはいますが、これは前期高齢者交付制度で賄われておりますし、一般会計からの繰り入れは事業経費に限られており、赤字繰り入れでない点や、国民健康保険税収納率も過年度分を含め、6年連続して上昇している点などから、市は安定的な国民健康保険財政を図っているものと考えます。以上です。

○委員長（可児慶志君） 続いて、3号議案ございますか。

○副委員長（高木将延君） 続きまして、3号議案、後期高齢者医療特別会計について、賛成討論させていただきます。

被保険者数の増加に伴いまして、療養給付費などは財政負担もふえておりますが、保険料収納率も99.85%と高い水準を維持しておりますし、財源も適正確保されております。後期高齢者医療広域連合との連携もしっかりされているようなので、適正運営が図られているものと考えます。以上です。

○委員長（可児慶志君） 続きまして、4号議案ございますか。

○委員（田原理香君） 認定第4号 平成27年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

第6期の介護保険事業計画の初年度に当たる平成27年度の介護保険のサービス給付費は、対前年度比4.3%増の55億3,410万2,766円となっています。計画に対して97%の執行率となるなど、計画に沿った適正量のサービスが提供されたものと考えます。

さて、平成27年度は、介護保険制度が大きく改正された年度でありました。特に地域支援事業におきましては、介護予防・日常生活支援総合事業が制度化され、可児市では平成28年度開始に向けて協議組織の設置や地域ケア会議などを開催するなど、着々と準備されてきました。

要支援1・2の方々に対する訪問看護と通所介護の2つのサービスを保険給付から地域支援事業に移行させるわけですが、従来からのサービスを維持しつつ、新たな体制で、新たなサービスをつくり出していくことは容易なことではありません。どこがイニシアチブをとるのか、どのような体制でやるのか、まだまだ定まるには至っていませんが、この地域支援事業が地域での支え合い、助け合いの土壌をつくる機会になるのではないかと期待しております。

今後、地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療の推進と介護の連携確保、地域ケア会議の充実実施など、まだまだ取り組んでいかなければいけないことは山ほどありますが、

高齢者が安心して住み続けることができる地域づくりのためにも、市民、事業者、企業が丸となって力を合わせ、知恵を出し合って取り組んでいけたらと願うものであります。

以上、平成27年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本市の介護保険制度が高齢福祉の向上のため、計画に定めた事業を適正に執行されていると考え、賛成いたします。以上で終わります。

○委員長（可児慶志君） その他、討論ある方、見えますか。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、以上で討論を終了いたします。

それでは、これから認定第1号 平成27年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について、採決をいたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第1号 平成27年度可児市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第2号 平成27年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第2号 平成27年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第3号 平成27年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第3号 平成27年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第4号 平成27年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第4号 平成27年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。



続いて、認定第5号から認定第15号までの平成27年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定から平成27年度可児市水道事業会計決算認定及び議案第55号、平成27年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、12議案を一括採決いたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、本12議案は、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第47号から議案第49号までの平成28年度各会計補正予算についてを一括議題といたします。

まず、各議案につきまして、反対の討論及び賛成の討論の確認をいたします。

反対の討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようです。

賛成の討論は。

〔挙手する者なし〕

ないようです。

討論もないようですので、これで討論を終了させていただきます。

それでは、これより議案第47号から議案第49号までの平成28年度各会計補正予算について、採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第47号から議案第49号までの平成28年度各会計補正予算については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、先ほどの決算認定審査の結果などを踏まえまして、来年度の予算編成に生かすよう執行部に対して行う提言の取りまとめに入っていきたいと思っております。

各分科会においてまとめていただきました提言案について、分科会長の了承を得て、委員長のほうで文言調整をさせていただきました。副委員長から、調整理由を含めて提言案を説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○副委員長（高木将延君） それでは、第1分科会の提言案のほうですが、まず分科会のほうで出された提言案は、この原案のようになっております。朗読いたします。

防災力の向上、防災計画で示されているタイムラインは、災害時の的確な判断、行動の根幹をなすものであり、その存在を市民に周知することは重要である。より実効性を高めるために、地域の防災行動と連携させたタイムラインを再構築し、防災力の向上を図ることというものでしたが、多少タイムライン等の文字数がありまして、文面を簡略化しました。

それが、ちょっと見にくいですが、防災力の向上について。

災害時の的確な判断、行動の根幹をなすタイムラインの実効性を高めるために、地域の防災行動と連携させたものを再構築し、市民に周知することで防災力の向上を図ることということになります。

第2分科会のほうから、提言案が2つ出ております。

地域経済発展のための産業振興を図ることについて。

商工振興費を充実し、積極的な企業誘致や起業支援を行い、雇用の確保を促進すること。また、都市計画マスタープランの用途指定変更による土地利用を推進することで、産業・経済の振興を図ること、表題のところの「を図ること」を削除しまして、「地域経済発展のための産業振興について」という表題にいたします。

次に、新たなエネルギー社会づくり事業について。

可児市再生可能エネルギー戦略に基づく新たなエネルギー社会の実現のために、4年間の研究を踏まえて、今後とも積極的な推進を図ることの実現のために「に」を省きまして、「実現のため」といたします。

続いて、第3分科会の提言案ですが、キッズクラブ運営事業について。

急増する保育ニーズに対応するために、指導員及び保育施設の確保を進めて待機児童解消に努めるとともに、本事業の長期的展望を検討することでしたが、ここを「努めること。また」という形で分けます。以上です。

○委員長（可児慶志君） ありがとうございます。

それでは、ただいま報告させていただきました提言案につきまして、自由討議を行います。御意見のある方はお願いいたします。

まず、第1分科会からいきますか。

○委員（川上文浩君） 大体こういったことでもいいのかと思うんです。早速きのうの避難準備勧告がタイムラインに載ったかどうかわかりませんが、ホームページに出たのが40分後ということで、防災無線が聞けなかった人は確認ができなかったという。すぐメールかにも出ていないということが、きょう、総務部長に確認しましたが、やはりここをちゃんとやらしてもらわないとだめなんだろうなと。あれだけ言われても、台風来るぞと言っているのに、防災無線は鳴ったけれども、それ以外の情報の取得方法がないというのが余りにもお粗末な現状なので、これはやらしてもらいたいなというところと、一般質問でもそうですが、市民とともにつくるというところは強調したかったんですが、地域の防災行動と連携させたというところで補われているので、これで結構かなというふうに思っています。以上です。

○委員長（可児慶志君） スムーズな情報伝達ね。

○委員（川上文浩君） これで結構かなと私は思います。内容的には、大体網羅しているので。

○委員長（可児慶志君） 説明の中とか執行部と協議するとき、その辺を実務的に……。

○委員（川上文浩君） やはりタイムラインがきちっと機能していれば、ホームページやすぐメールかにも防災情報が流れないということはないと思います。なぜ、じゃあ40分もおくれ

てホームページに出て、さっきの放送は何だったのと、雨音が強いときは聞こえない人もたくさん見えるはず。全てが防災無線が届いているわけじゃないんで、そのときに、じゃあどうするのかといったときに、普通はホームページ見るかですけど、電話で対応するしかなくなってしまいますね。そういう意味では、やはりタイムラインが機能しないと、明らかに機能しないのが、きのう露呈したというふうに私は捉えています。やはり、すぐメールかにも来なかったですよ。

聞くところによると、多治見の防災情報はどんどん入ってきているのに、可児は一切入ってこなかったということなんで、非常に問題かなと思って、ちょっとここはしっかりやってもらいたいなというふうに思います。

○委員長（可児慶志君） 今、FMららのところは、前段のそれぞれの的確な判断、行動の根幹をなすものということが結局情報ということで、そういう判断で委員の方は共通認識をしていただいて、執行部にちゃんと話をさせていただくことと、あと地域の防災行動という、この辺もちょっと含みがあるというようなこと。

○委員（板津博之君） ちょっときのうの件で補足させていただくと、FMららからは、可児市防災安全課名義で避難準備情報が発令されましたというメールというか、これは可児市が発表しているんですけど、なぜかそれはFMららのほうから発信されていたと。これが市民に周知されていないというところも問題なので、例えばFMららから何で情報が出ていて行政から出ていなかったのか。これもイコールタイムラインということだと思うんですよ。市民にその情報が届かなかったというのが問題なので、そういうことも含めてこの提言。網羅はされているとは思うんですけども、きのうはそういう状況だったということをここで御報告したいなと思います。

○委員（伊藤健二君） ちょっと勉強不足でわからないんだけど、この文章の中で、タイムラインという言葉は、そこに書いてあるとおり、的確な判断、行動の根幹をなすタイムラインのとなっているんだけど、概念的にいうと、情報の集約・伝達徹底及びそれと付随した行動総体を何か指しているようですよ、そういう概念でいいのかな。個々の問題は全部なくなってというか、表現されていないんで、これは提案として当局に出すやつだから、タイムラインがきちっと伝わっていればそれで、これはこれとして文章上問題はない。それはいいんだけど、使っている我々がタイムラインというものをどの程度理解しているかというのがあって、川上委員の一般質問があったので、初耳じゃないからいいとは思いますが。

○委員（川上文浩君） ここから言いますと、災害時の的確な判断、行動の根幹というのは、市民が的確な判断をして行動するための根幹の情報をどうやって流していくかというのがタイムラインであって、例えば今回の台風ですと72時間前の行政の仕事、それから48時間前、24時間前と順番が来るわけですけども、そのときに的確な情報を流してあげて、例えば可児川の水位が氾濫危険水位に上がったというときに避難準備情報を出しますよ、そのときは避難勧告をしますよ、避難指示をしますよということなんですけれども、そこが徹底されていけば、やはり市民の方々は的確な判断をして行動をしていくと。やはり、今回も可児川沿

いの広見東部地区から下恵土の地区まで避難準備情報が流れたわけですが、それに伴って避難の準備をして、それ以上水位が上がったら、それでもやはり心配な人、一回でも床上浸水とか床下浸水になったうちはすぐに避難される場所もあると思うんですけど、その的確な指示が伝わるようにしていかないとだめなんじゃないかなということ、ここがやはり重要になっているんじゃないかなというふうに思います。次に避難指示が出たときに、どう行動するかということも、例えば今、地域の中ではこのハザードマップ上で避難できないというようなところも出てきて、そのとき全部冠水して動けないじゃないかということも出てきているので、そういうところの判断も、行政側も情報をしっかりと的確に流してやっていくことが必要なので、これでいいというふうには思います。

○委員（伊藤健二君） そういう点でいうと、要するに防災情報なんだよね。防災情報をどう取り扱い、どうやっているかということやけど、これは行政に対して出す文書だけでも、同時にこういう文書を出したよという議会報告会でも当然ながら我々はアピールするだろうから、これを見た市民がタイムラインって何のこと、どういう重要なものなのというのがそこそこイメージできるように、単語を防災情報という言葉を入れるかどうか、その辺はちょっと補正したほうがいいんじゃない。

○委員（川上文浩君） タイムラインの後に括弧をつけて、災害時事前……、何だっけ、ごめんなさい、日本語があるんで、タイムラインの後にそれを、ごめんなさい、今ちょっとど忘れしちゃったものですから、災害時避難行動計画がタイムラインですね、それを入れたほうがいいと思います。

○委員長（可児慶志君） これは行政に出すときに必要ないかもしれないですね。一般に公布するときに、議会のトビラとか議会報告会のときにそれをつけたほうがいいけど、行政には余り必要ないでしょう。

○委員（川上文浩君） ごめんなさい、避難は要らなかったかもしれない、災害時行動計画だったかもしれませんが、そこはちょっと正確なものを。

○委員長（可児慶志君） 正確な言葉で全部徹底しますね。間違っていたら後で直しますけど、一応そういうことにします。

じゃあ、第1分科会のほうの案について、これでよろしいですか。

○委員（酒井正司君） これ、私らも一緒につくったんですが、やはり目的はタイムラインそのものを周知し、それが実効性を伴ったものであるというものをつくろうということだったんですが、今の、実際にきのうのケースがまさに勉強になったわけですが、それに学習するとしたら、これはもう一つ踏み込んで、「市民に周知し、的確な安全行動をとれる」というようなことを入れたほうがいいような気がしますけどな。

○委員長（可児慶志君） 最後の防災力の向上じゃなくて、安全行動につながるようなことか。具体的に文章で言ってください。

○委員（酒井正司君） 「市民に周知し、的確な安全行動がとれるよう」というような文言。

〔発言する者あり〕

きのう、あったけど、機能しなかったわけだ。ということは、市民の安全行動につながらなかったわけで、市民が安全行動をとれるようにしなさいよということ。だから周知しただけではだめで、そのことによって安全な行動がとれるようなものにしなさいということ。周知は大事だけれども、それプラス安全な行動に結びつくということ。最初は周知だったんですよ、これ、つくるときは。

○委員（川上文浩君） だから、やっぱり市民に周知することで残せば、それで済む話だったらそれでいいんじゃないですか。余りごちゃごちゃ直さなくても。

○委員長（可児慶志君） 余り細かいところまで全部網羅しようとする、だんだん茶畑に入っていくといけないので。

おおむね、また最終詰め直しをする必要があればしたいと思います、伊藤委員どうぞ。

○委員（伊藤 壽君） 1つだけお願いします。ちょっと茶畑へ入りそうなんですけど、一番最初の冒頭で、災害時の的確な判断って、災害時タイムラインは発災より前からずうっと、例えばきのうの台風ですと、24時間前からどういう行動を起こすかとか、12時間前ならどうするかということなんで、ちょっとその災害時、「時」というのを発災したときと捉えるのか、それより前のときから災害時というのを捉えるかと、その解釈でちょっとタイムラインが変わってくるのかなというふうに思います。前からという解釈でいいですか。

○委員（伊藤健二君） いいよ。わざわざどかんと発生したときは、発災とか、災害発生時と書くから。これは、いわゆる大型の被害をもたらす災害が発生しようとするときだと思う。台風が近づいてくるといときは、タイムラインのスタートが、起きたときからを災害時になるようにつくってあるから、問題ないと思う。

○委員長（可児慶志君） そういう共通理解だけしておいていただければ。

次へ行きます。

第2分科会の地域経済発展に関する事で、まず1つ目の地域経済。

ないようですか、いいですか。

[挙手する者なし]

ないようですので、次へ行きます。

新たなエネルギー社会づくりについて。

天羽委員、この2つ、簡単に趣旨説明というか、どうしてこれに絞ったか、内容、もし付加することがあれば、なければいいですけど。

○委員（天羽良明君） 5つほどあったんですが、こちらの2つに絞らせていただきまして、委員のメンバーでこういうふうに精査しましたので、これでいいかと思います。

○委員長（可児慶志君） ありがとうございます。

この第2分科会のほうは、特に皆さんの御意見もないようですので、この辺で進めさせていただきます。

第3分科会につきまして、キッズクラブの運営。

山根委員、何かありますか。

○委員（山根一男君） 3つぐらいありましたけど、その中で、やはり今の一般質問等でもいろんな形でキッズクラブのこと、特に待機児童のことが話題になっている中で、ここまでしなくてもいいという意見もあったんですけども、やはり最後のところでつけ加えているところ、本事業の長期的展望を、現状を改善しつつ、もっと大きな展望を付与していく必要があるということです。この先どうやっていくのか、まだまだふえるのではないかというような、地域性、偏りはありますけれども、それについて、根本的なところの展望も含めて検討すべしということを全会一致でつくりましたので、これでいいかと思います。

○委員長（可児慶志君） ほか、皆さんのほうから御意見ございますか。

○委員（川上文浩君） これは市長がもともとあった児童クラブから、市長の思いの強いキッズクラブですから、ちゃんと最後までやり切ってもらわなくては困るんで、ぜひこれは入れて、待機児童を出しておるなんていう恥ずかしいことはやめてもらいたいと思うんで、入れていただきたいと思います。

○委員長（可児慶志君） ありがとうございます。

このキッズクラブの関係につきましても、皆さんの御意見がなかったのが原案のとおりにしたいと思いますが、総括して、この4つの提言につきまして、全体で、再度御意見、確認をさせていただきます。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、原案のとおり、ただ括弧つきタイムラインについては、括弧の追加を入れるということで、議論された内容を皆さんに共通認識をしていただいて、執行部との協議をもし個別にされるときは御説明をしていただきたいというふうに思います。

改めて読み上げることも、大きな変更もありませんのでしませんが、あと、一部、部分修正がまとめるときにあるかもしれません。「てにをは」を変更することがあるかもしれませんが、それは正・副委員長に一任をいただきたいと思います。

それでは、提言案につきましては、これで終了させていただきます。

最後に、本日審査をいただきました案件に対する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任をいただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにいたします。

以上で本日の当委員会の会議の日程は全部終了いたしました。

ほか、何かございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

事務局よろしいですか。

それでは、予算決算委員会を閉会させていただきます。御苦労さまでございました。

閉会 午前9時51分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年9月21日

可児市予算決算委員会委員長